

# 機械工事共通仕様書改正資料

令和 7 年 10 月

名古屋市緑政土木局

## R7. 10 改正について(機械工事共通仕様書)

### 改正の凡例

新規・追記	あああああ
削除	<del>いはいはい</del>

## 機械工事標準仕様書

### 第1章 総則

#### 第1節 総則

##### 1. 1. 59 監理技術者等及び現場代理人

###### 11. 現場代理人

現場代理人は請負契約の的確な履行を確保するため、名古屋市工事請負契約約款第9条第2項又は緑政土木局工事請負単価契約約款第9条第2項に基づく権限を有し、~~工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして~~工事現場に置かれる請負人の代理人であり、特別の理由がある場合を除き工事現場に常駐しなければならない。

### 第2章 機器及び材料

#### 第2節 操作制御設備

##### 2. 2. 1 共通事項

###### 10. 各盤の配線及び構造

監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、~~JEM-1425~~JIS C 62271-200 (金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265 (低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコンクトールギヤ)、JEM 1459 (配電盤、制御盤の構造及び寸法) 等の該当する規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

###### 13. 盤名称板

監視操作制御設備等の盤名称は、~~JEM-1425~~JIS C 62271-200 によるもののほか、次によるものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

### 第3章 共通施工

#### 第5節 塗装

##### 3. 5. 2 素地調整

###### 1. 一般事項

請負人は、被塗装物表面の素地調整を行った後、塗装を行わなければならない。なお、素地調整は設計図書に示す素地調整種別程度に応じて、次の表の仕様を適用しなければならない。

素地調整程度	素地調整の内容	施工後の金属面 (ISO 8501-1)
1種	ブラストによる処理を行い、塗膜、錆、その他付着物を除去し、 <del>正常</del> 清浄な金属面とする。	Sa21/2 相当
2種	ブラストまたは電動工具、手工具と併用して処理	St3 相当

	を行い、塗膜、錆、その他付着物等を全て除去する。	
3種	ブラストまたは電動工具、手工具と併用して処理を行い、活膜部以外の塗膜不良部（ふくれ、はがれ、割れ等）、錆、その他付着物全て除去する。	St3相当
4種	ブラストまたは電動工具、手工具と併用して処理を行い、塗膜表面の劣化物、その他付着物を除去する。	St2相当

## 第4章 水門設備

### 第1節 通則

#### 4. 1. 5 銘板

##### 2. 銘板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

仕様	エッチング（凸式）銘板または機械彫刻式銘板
寸法	200×315 (mm)、250×400 (mm)、315×500 (mm)、400×630 (mm)
材質	<del>黄銅板</del> 、青銅鋳物、ステンレス鋼板、 <del>アルミニウム板</del> のいずれか

注) アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板 (JIS H 4000 A 5052 P) を標準とする。

### 第7節 操作制御設備及び電源設備

#### 4. 7. 2 盤内機器構造

##### 1. 一般事項

盤内機器及び盤類は、設計図書に明示した場合を除き、~~JEM-1425~~JIS C 62271-200及びJEM 1265の標準状態で支障のないものとする。また、水門等の操作盤の状態表示については、設計図書で指定のない限り適用する技術基準によるものとする。

## 第6章 揚排水ポンプ設備

### 第1節 通則

#### 6. 1. 3 銘板

##### 2. 銘板の仕様

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は次の表とする。

仕様	エッチング（凸式）銘板または機械彫刻式銘板
寸法	口径 1,000 mm未満の場合 80 mm×125 mm以上
	口径 1,000 mm以上の場合 125 mm×200 mm以上
材質	<del>黄銅板</del> または青銅鋳物、ステンレス鋼板、 <del>アルミニウム板</del> のいずれか

注) アルミニウム板は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆した鋼板 (JIS H 4000 A 5052 P) を標準とする。

### 第9節 監視操作制御設備及び電源設備

#### 6. 9. 2 監視操作制御方式

##### 3. 監視操作制御機器

(2) 周囲の環境条件は、~~JEM-1425~~JIS C 62271-200JEM 1265等によるものとし、これ以外の場合は設計図書で明示するものとする。

## 第8章 トンネル換気・非常用施設

### 第1節 通則

#### 8. 1. 2 一般事項

##### 3. 使用材料

- (1) トンネル換気・非常用施設に使用する主要材料は、火災時に有害なガスを発生するものであってはならない。
- (2) 異種金属を組み合わせて使用する場合は、トンネル内交通への部品等の落下を考慮し、トンネル内に設置する機器において異種金属が接触する箇所及び異種金属の接触腐食を防止するための処置の要否及び内容について監督職員の承諾を得るとともに完成図書に明示するものとする。

#### 8. 4. 2 ジェットファン

##### 2. ケーシング

- (3) ケーシングの~~内筒壁~~外筒壁には吸音材を充填し、吸音材が運転時にも飛散しないように厚さ 1.5 mm以上のステンレス製多孔鋼板で保護する構造とする。  
なお、内筒壁を有する場合の構造は外筒壁に準じるものとする。